

河合町議会会議録

令和5年 6月21日 開会

河合町議会

令和5年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（6月21日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○同意第11号の撤回	4
○議案第29号、議案第31号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	6
○同意第11号	7
○同意第12号の採決	7
○同意第13号の採決	8
○同意第14号の採決	8
○同意第15号の採決	9
○同意第16号の採決	9
○同意第17号の採決	9
○同意第18号の採決	10
○同意第19号の採決	10
○同意第20号の採決	11
○同意第21号の採決	11
○同意第22号の採決	11
○同意第23号から同意第25号の上程、説明、採決	12
○奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について	14
○奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	14
○議員発議第5号の上程、説明、討論、採決	16

○議員発議第 6 号の上程、説明、討論、採決	17
○議員発議第 7 号の上程、説明、討論、採決	20
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	22
○閉会の宣告	22
○署名議員	25

令和 5 年 6 月 2 1 日（水曜日）

（ 第 4 号 ）

令和5年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和5年6月21日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についての撤回について
- 日程第 2 議案第29号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 3 議案第31号 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第30号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第23号 監査委員の選任について
- 日程第18 同意第24号 消防委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第25号 消防委員会委員の選任について
- 日程第20 奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について
- 日程第21 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第22 議員発議第5号 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置について
- 日程第23 議員発議第6号 インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書
- 日程第24 議員発議第7号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書

日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	教 育 長	上 村 欣 也
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
ま ち づ く り 推 進 部 長	福 辻 照 弘	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
教 育 委 員 会 長 教 務 局 次 長	中 尾 勝 人	安 心 安 全 長 推 進 課 長	川 村 大 輔
地 域 活 性 課 長	吉 川 浩 行		

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和5年第2回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についての撤回について、説明がありましたので、初めに審議いたします。

次に、総務文教委員会で審議されました議案第29号、第31号。厚生建設常任委員会で審議されました議案第30号。初日に提出されております同意案件を審議。次に、追加議案について審議いたします。

次に、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出と奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を実施いたします。

次に、議員発議3件提出されておりますので、逐条審議し、最後に議会運営委員長より提出しております所轄事項の閉会中の継続調査を審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎同意第11号の撤回

○議長(疋田俊文) 日程第1、同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についての撤回についてを議題とします。

理事者より同意第11号の撤回理由の説明を登壇の上、願います。

○総務部長(上村卓也) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 総務部長。

(総務部長 上村卓也 登壇)

○総務部長(上村卓也) それでは、議案の撤回についてご説明申し上げます。

令和5年6月9日に提出いたしました同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についてにつきましては、撤回したいので、河合町議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

撤回の理由につきましては、竹林信也氏本人により一身上の都合で辞退したい旨、報告があったことによるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長(疋田俊文) お諮りします。

同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についての撤回について、これを了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についての撤回について、了承することに決定しました。

◎議案第29号、議案第31号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第2、議案第29号、日程第3、議案第31号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（疋田俊文） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） はい。

それでは報告いたします。

総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月9日の本会議において当委員会に付託されました議案第29号、第31号について、6月15日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第29号 令和5年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

コミュニティ助成事業を使用するに当たり、各大字・自治会等への周知や手続方法について質疑があり、8月の総代自治会町会で案内し、9月には助成申請募集案内文を通知、その後大字・自治会より申請があった場合は、大字・自治会と話し合った後、自治総合センターへ町から申請を行っている、ただし、申請して必ず採択されるとは限らないとの答弁がありました。

また、地域振興券の詳細について質疑があり、一人当たり2,000円の地域振興券を配布するに当たり500円券の4枚つづりを世帯ごとに配布するとの答弁がありました。

今回委員外委員からの質疑は、3名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第31号 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の制定については、理事者より説明を受けました。

推進委員の公募等までのスケジュールについて質疑があり、可決後、7月広報へ公募案内を掲載し、8月までには1回目の推進委員会を開催していきたいとの答弁がありました。

また、推進委員15名の内訳について質疑があり、識見を有する者は2名、町議会議員は2名、関係団体が推薦する者6名、公募による町民とその他町長が適当と認める者で5名の予定との答弁がありました。

今回委員外委員からの質疑は、2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第29号 令和5年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

議案第31号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第31号 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の制定については、可決されました。

◎議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第30号、厚生建設常任委員会に付託しておりますので、佐藤利治厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月9日の本会議において当委員会に付託されました議案第30号について、6月15日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第30号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第30号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第30号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、可決されました。

◎同意第11号

○議長（疋田俊文） 日程第5、同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任については、先ほどの日程で撤回の了承をいただきましたので、本日は審議いたしません。

◎同意第12号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第13号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第7、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第13号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第13号 農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定しました。

◎同意第14号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第8、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第14号 農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定しました。

◎同意第15号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第9、同意第15号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第15号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第15号 農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定しました。

◎同意第16号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第10、同意第16号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第16号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第16号 農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定しました。

◎同意第17号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第11、同意第17号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本議案については、杵本光清議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により杵本光清議員の退場を求めます。

（8番 杵本光清 退場）

○議長（疋田俊文） これより同意第17号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第17号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

杵本光清議員、入場をお願いします。

(8番 杵本光清 入場)

◎同意第18号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第12、同意第18号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第18号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第19号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第13、同意第19号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第19号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第20号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、同意第20号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第20号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第21号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第15、同意第21号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第21号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第22号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第16、同意第22号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第22号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第23号から同意第25号の上程、説明、採決

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より追加議案同意第23号から同意第25号の3同意についてを提案理由の説明を登壇の上、願います。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

（総務部長 上村卓也 登壇）

○総務部長（上村卓也） それでは、本定例会に追加案件として提出いたされました同意第23号から第25号までの3同意につきましてご説明申し上げます。

同意第23号 監査委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、坂本博道氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、同意第24号 消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、杵本貴司氏を選任したいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、同意第25号 消防委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、佐藤利治氏を選任したいので、河合町消防委員会条例第5条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 日程第17、同意第23号 監査委員の選任についてを議題とします。

本議案について坂本博道議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により坂本博道議員の退場を求めます。

(6番 坂本博道 退場)

○議長(疋田俊文) これより同意第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第23号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

坂本議員、入場願います。

(6番 坂本博道 入場)

○議長(疋田俊文) 日程第18、同意第24号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、杵本貴司議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により杵本貴司議員の退場を求めます。

(1番 杵本貴司 退場)

○議長(疋田俊文) これより同意第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第24号 消防委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

杵本貴司議員、入場願います。

(1番 杵本貴司 入場)

○議長(疋田俊文) 日程第19、同意第25号 消防委員会委員の選任についてを議題とします。

本案については、佐藤利治議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により佐藤利治議員の退場を求めます。

(4番 佐藤利治 退場)

○議長(疋田俊文) これより同意第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第25号 消防委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

佐藤利治議員、入場願います。

(4番 佐藤利治 入場)

◎奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出について

○議長（疋田俊文） 日程第20、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員の選出についてを議題とします。

奈良県葛城地区清掃事務組規約第5条第3項の規定に基づく組合議員の選出を行います。お諮りします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により議長からの指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定しました。

では、指名いたします。

奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員として岡田康則議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました岡田康則議員を当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員には、岡田康則議員が当選されました。

奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員に当選されました岡田康則議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

◎奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（疋田俊文） 日程第21、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会

において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条第2項の規定にかかわらず、候補者の得票総数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(疋田俊文) ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤利治議員、馬場千恵子議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

なお、候補者記名につきましては、お手元に既に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。念のため申し上げます。記名は単記無記名でございます。

(投票用紙の配付)

○議長(疋田俊文) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(疋田俊文) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、1番、杵本貴司議員から順次投票をお願いします。

白票は無効であります。

それでは投票をお願いします。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

佐藤利治議員、馬場千恵子議員、投票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（疋田俊文） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票です。無効投票はゼロです。

有効投票のうち、中川靖広議員 5票、森口孝議員ゼロ、坂本博道議員 7票、松田哲子議員
ゼロ票。

以上のとおりです。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合
議会議員選挙長へ報告いたします。

◎議員発議第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（疋田俊文） 日程第22、議員発議第5号 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置
についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置について、提案さ
せていただきます。

この案につきまして、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき提出します。

名称は、河合町ごみ処理施策検討特別委員会。

目的は、河合町のごみ処理施策について調査研究を行い、ごみ処理施策の推進を図り、住
民福祉の向上を目指す。そのために地方自治法第109条第1項並びに町議会委員会条例第5

条第1項の規定により設置をします。

設置の期間は、議決の日から、調査目的終了までとする。閉会中もなお調査を行うことができる。

委員定数、10名。議長、副議長を除く全議員とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第5号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第5号 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置については、可決されました。

それでは、河合町ごみ処理施策検討特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時42分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

河合町ごみ処理施策検討特別委員会の委員長に常盤繁範議員、副委員長に杵本貴司議員が選任されました。

◎議員発議第6号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第23、議員発議第6号 インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の長谷川伸一議員の説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書を会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書。

2019年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて、2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」（適格請求書保存方式）が導入されることとなっています。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。登録業者対象となるのは農林水産業者、俳優や劇団関係者、フリーランス、一人親方、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐に上る。一方、消費税の仕入税額控除をうけるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

長引くコロナ禍と物価高騰が国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えている現在、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、引いては日本経済振興のために、制度の実施は速やかに中止されるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣へ意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行います。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論させていただきます。

昨日も衆議院会館前で漫画家、編集者の皆さんのインボイス中止の行動が行われております。インボイス制度は、税の公平性からも消費税納税を免除されている年間課税売上高が

1,000万円以下の零細事業者に重大な影響を与えます。適格請求書発行事業者にならなければ消費税納税で増税になる、ならなければ仕事を失ったり値下げを求められ、どちらにしても廃業の危機に追いやられます。まさに弱い者いじめのインボイス制度の実施の中止を求め、賛成討論とさせていただきます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も賛成討論を求めます。

インボイス制度が2023年10月より始まる形になりました。この制度は取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的として、益税の解消を図ることを基にしています。税の公平性に照らし合わせれば、この制度が義務化されることは必要であると考えます。制度義務化に先立ち、商工会等では既に説明会等実施し、対象事業者へ説明機会を設けて周知し、適格請求書保存方式への変換を促すことは行われているようで、事前に準備済みの事業者も多々あるとは私自身ヒアリングしております。

しかしながら、税法上年間売上げ1,000万円以下の事業での事務負担等を配慮されてきた消費税の納税義務免除制度、免税店制度が実質的になくなる制度でもあります。こういった小規模事業所などのフリーランスの方々などが安定的に働ける、または不利な取引から守られる制度が不十分である状況であると考えます。

令和5年5月12日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が公布されました。これは日本では遅れている雇用以外の働き方を保護する法制の整備を進める法律であります。残念ながら施行日については、公布より1年6か月のうちにとしてあり、施行日は未定の法律となっております。

私としては、これらの制度、法律が同時に施行され、同様の経過措置がとられることが大前提としてあるべきと考え、インボイス制度のみ義務化が進むことに憂慮し、賛成意見として申し述べます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論を終了して採決を行います。

議員発議第6号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、議員発議第6号 インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書については、否決です。

◎議員発議第7号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第24、議員発議第7号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは提案させていただきます。

健康保険証廃止の見直しを求める意見書。

健康保険証廃止を含むマイナンバー法等改定法が成立し、来年秋にはすべての健康保険組合の健康保険証が廃止されようとしています。健康保険証の廃止は、国民健康保険をはじめ、それぞれの保険者が全ての被保険者に健康保険証を交付する義務を、被保険者からの「申請主義」に転換するものです。

マイナンバーカードの普及率は、政府や自治体が努力しながらも現在約70%あまりです。当河合町でも約70%で、まだ5千人あまりがカードを取得していません。そして、マイナンバーカードをめぐるのは、登録内容、預金口座や健康保険証への紐づけなどでのミスが多く明らかになり、国民の中でも不安をひろげています。特に、健康保険証との紐づけでは全国で7,300件余りのミスが報告され、厚労省では全国の健康保険組合等の登録データ点検を依頼している状況です。実際に、資格確認のトラブルで10割全額自己負担になったり、他人の個人情報紐づけで、投薬・治療情報の取り違えなど、いのちに係わる事例も発生しています。

わが国の皆保険制度は、いのちと健康を守る世界に誇る制度です。その橋渡しをするのが健康保険証です。保険証一枚あれば、全国どこでも公的医療サービスを受けることができます。マイナンバーカードの取得は現在も義務ではありません。その中で、カードの取得をひろげるために、皆保険制度を利用する形で健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに代え

ることは、結果的に、保険料を払いながらも多くの無保険者をつくることになりかねません。カードを取得していない被保険者には、1年更新の資格証を発行する予定となっておりますが、これも申請主義であり、申請困難な方も多く予想されます。また、高齢者施設などでは、医療機関受診のため、認知症の方などの健康保険証を預かるケースも多くありますが、マイナンバーカードの保管は責任上困難という声もあがっています。

このよう中で健康保険証を廃止すること、いのちと健康を守る皆保険制度を大きく崩すことになりかねません。また、マイナンバーカードを取得し利用する方にとっても、登録情報の点検、システムの再構築など、信頼を高める措置が必要です。

以上の理由で、来年秋からの健康保険証廃止については見直しをするべきであると要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月21日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、内閣総理大臣、厚生労働大臣へ意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第7号に……。

馬場議員、討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 討論です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 賛成討論したいと思います。

6月19日付の奈良新聞に掲載された共同通信社が17、18両日に実施した全国電話調査では、健康保険証を来年秋に廃止してマイナンバーカードに一本化する政府方針についての調査です。延期すべきだが38.3%、撤回すべきだが33.8%で延期や撤回を求める声の合計が72.1%です。予定どおり廃止すべきだが24.5%となっております。このマイナンバーカードの活用拡大をめぐっても不安を感じている、ある程度不安を感じているが71.6%に上っています。

また、マイナンバーカードをめぐるトラブルについては、6月14日付の朝日新聞において、健康保険証に他人の情報がひもづけされた誤登録が新たに60件見つかったことを明らかにしました。そのうち4件は、受診履歴や薬剤情報など他人に閲覧されていた、また命に関わるこのような重大なことがあるとともに、医療現場ではそういったことで混乱が生じています。

ちなみに、2021年10月から22年11月までに7,312件、続いて12月から23年5月22日までに

60件が確認されて、7,372件となっています。また、コンビニエンスの住民票の発行やほかに公金受取口座の誤登録が748件確認され、本人でない家族名義の口座の誤登録が何と13万件もあるなどトラブルが絶えないマイナンバーカードです。今後ますます増えるのではないかと不安が募るばかりです。

このような中、健康保険証を廃止することによって命と健康を守る上でも見直すべきであるという思いで賛成討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論を終了して議員発議第7号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第7号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書については、可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続したいという申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査をすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和5年第2回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治